

## 第5章

# IFRS16号「リース」適用の178社の動向は？ 四半期報告書の IFRS開示状況

### 【この章のエッセンス】

- 2019年1月1日以降開始する事業年度よりIFRS16号が強制適用となり、2019年6月期時点でもIFRS16号に関する注記を開示している企業は178社であった。
- 適用開始日における借手の借入利率、使用権資産の測定方法、使用権資産の表示等につき、分析を実施した。
- 「重要な事象および取引」として最も多く開示されている注記は「偶発負債または偶発資産の変動」であり、開示している企業は49社であった。

2019年6月30日までの期間を対象として、四半期報告書においてIFRSに基づく四半期連結財務諸表を開示している204社につき、

2019年6月30日までの四半期のうち直近の四半期報告書を対象として注記の開示状況を整理する。なお、『その他の開示』の注記①および③については、IFRS任意適用済みの有価証券報告書を公表している企業197社を対象に分析している。これらは、開示状況の整理において直近の年次財務諸表との比較が必要となる項目であるためである。

## 「重要な事象および取引」の注記

第3章の「期中財務報告書における注記」で解説したIAS34号で求められる注記「重要な事象および取引」の開示状況について、次に解説する。

(1) 棚卸資産の正味実現可能価額までの評価減およびその戻入れ

「棚卸資産の正味実現可能価額までの評価減およびその戻入れ」(IAS34号15B項(a))については8社が開示を行っている(図表5参照、開示例1)。

(2) 金融資産、有形固定資産、無形資産、顧客との契約から生じた資産、またはその他の資産の減損による損失の計上およびその戻入れ

「金融資産、有形固定資産、無形資産、顧客との契約から生じた資産、またはその他の資産の減損による損失の計上およびその戻入れ」(IAS34号15B項(b))については、23社が開示を行っている(図表5参照、

(図表5) 「重要な事象および取引」の開示状況

	開示している	開示していない
棚卸資産の正味実現可能価額までの評価減およびその戻入れ (IAS34号15B項(a))	8社	196社
金融資産、有形固定資産、無形資産、顧客との契約から生じた資産、またはその他の資産の減損による損失の計上およびその戻入れ (IAS34号15B項(b))	23社	181社
有形固定資産項目の取得および処分 (IAS34号15B項(d))	29社	175社
有形固定資産購入に関するコミットメント (IAS34号15B項(e))	24社	180社
関連当事者間取引 (IAS34号15B項(j))	29社	175社
金融商品の公正価値測定に使用される公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替 (IAS34号15B項(k))	15社	189社
偶発負債または偶発資産の変動 (IAS34号15B項(m))	49社	155社

開示例2)。そのうち8社が有形固定資産、のれんおよび無形資産につき期首から四半期末までの増減明細のなかで減損損失等の金額の開示を行っている。

(3) 有形固定資産項目の取得および処分

「有形固定資産項目の取得および